

VI 参 考 资 料

1 平成¹元年度公共用水域水質測定計画について

(趣 旨)

- 1 この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、公共用水域の水質の測定計画について必要な事項を定めるものとする。

(実施の期間)

- 2 実施の期間は平成¹元年4月から平成²年3月までとする。

(測定項目及び測定頻度)

- 3 測定項目及び測定頻度は、別表第1によるものとする。

(測定地点)

- 4 測定地点は、別表第2の測定地点欄に掲げる地点とする。

(測定機関)

- 5 測定機関は、別表第2の測定機関欄に掲げる機関とする。

(採水時期)

- 6 採水時期は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶこととする。

(採水部位)

- 7 採水部位は、原則として次に定めるところによる。
 - (1) 河川については、流心部とし、水面から水深の2割程度の深さとする。
 - (2) 湖沼及び海域については、上層(水面下0.5 m)及び下層(水深が51 m以下の地点にあっては底上1 m、51 mを超える地点にあっては水面下50 m)の2層とする。

別表第1

項目区分	項目番号	項目	測定頻度		
			河川	湖沼	海域
観測項目	1	天候	採水時に毎回	採水時に毎回	採水時に毎回
	2	前日天候	毎月、1日1回	毎月、1日1回	毎月、1日1回
	3	水深	採水時に毎回	採水時に毎回	採水時に毎回
	4	採取水深	"	"	"
	5	流速	"	-	-
	6	流量	"	-	-
	7	気温	"	採水時に毎回	採水時に毎回
	8	水温	"	"	"
	9	色相	"	"	"
	10	透視度	"	-	-
	11	透明度	-	採水時に毎回	採水時に毎回
	12	臭気	採水時に毎回	"	"
	13	外観	"	"	"
健康項目	1	カドミウム	毎月、1日2回	2・8月、1日1回 2層混合	毎月、1日1回 2層混合
	2	シアン	"	"	"
	3	有機燐	環境基準点のみ 2・8月、1日1回	"	2・8月、1日1回 2層混合
	4	鉛	毎月、1日2回	"	毎月、1日1回 2層混合
	5	クロム(6価)	"	"	"
	6	ヒ素	"	"	"
	7	総水銀	"	毎月、1日1回 2層混合	"
	8	アルキル水銀	環境基準点のみ 2・8月、1日1回	2・8月、1日1回 2層混合	2・8月、1日1回 2層混合
	9	P C B	"	"	"

項目区分	項目番号	項目	測定頻度		
			河川	湖沼	海域
生活環境項目	10	pH	毎月、1日4回	毎月、1日1回 2層	毎月、1日1回 2層
	11	BOD	"	"	-
	12	COD	"	"	毎月、1日1回 2層
	13	SS	"	"	-
	14	DO	"	"	毎月、1日1回 2層
	15	大腸菌群数	毎月、1日1回	毎月、1日1回 上層	毎月、1日1回 上層
	16	n-ヘキサン抽出物質	2・8月、1日2回	"	"
	17	全窒素	毎月、1日2回	毎月、1日1回 2層	毎月、1日1回 2層
	18	全燐	"	"	"
特殊項目	19	フェノール類	毎月、1日1回	2・8月、1日1回 2層混合	2・8月、1日1回 2層混合
	20	銅	"	"	"
	21	亜鉛	"	"	"
	22	溶解性鉄	"	"	"
	23	溶解性マンガン	"	"	"
	24	総クロム	環境基準点のみ 2・8月、1日1回	"	-
	25	お弗素	毎月、1日1回	"	2・8月、1日1回 2層混合
	26	ニッケル	偶数月、1日1回	"	"
その他の項目	27	アンモニア性窒素	毎月、1日2回	毎月、1日1回 2層	毎月、1日1回 2層
	28	亜硝酸性窒素	"	"	"
	29	硝酸性窒素	"	"	"
	30	燐酸態燐	"	"	"
	31	塩素イオン	"	"	-
	32	塩分濃度	-	-	毎月、1日1回 2層

項目区分	項目番号	項目	測定頻度		
			河川	湖沼	海域
	33	陰イオン界面活性剤	毎月、1日2回	毎月、1日1回 上層	毎月、1日1回 上層
	34	クロロフィルa	—	”	”

- 注 1 「1日1回」とは、日中に1回測定することを示す。
 2 「1日2回」とは、12時間間隔で2回測定することを示す。
 3 「1日4回」とは、6時間間隔で4回測定することを示す。
 4 「—」は、測定しないことを示す。
 5 丹沢湖流入河川の測定頻度は、この表にかかわらず該当項目について毎月、1日1回とする。

別表第2

1 総括表

水域	測定地点数	内訳	
		環境基準点	その他
河川	80	34	46
湖沼	17	7	10
（相模湖）	（5）	（1）	（4）
（津久井湖）	（4）	（1）	（3）
（芦ノ湖）	（4）	（4）	（0）
（丹沢湖）	（4）	（1）	（3）
海域	43	28	15
（東京湾）	（23）	（20）	（3）
（相模湾）	（20）	（8）	（12）
計	140	69	71

2 河 川

水 域	支 川	番号	測 定 地 点	類型	測定機関
多 摩 川		①	多 摩 川 原 橋	C	建 設 省
		2	多 摩 水 道 橋		建 設 省
		3	二 子 橋		建 設 省
		④	田園調布取水堰(上)		建 設 省
		5	六 郷 橋	D	建 設 省
		⑥	大 師 橋		建 設 省
	三 沢 川	7	一 の 橋	C	川 崎 市
二ヶ領本川	8	堰 前 橋	C	川 崎 市	
平 瀬 川	9	平 瀬 橋	C	川 崎 市	
鶴 見 川		10	千 代 橋	D	横 浜 市
		⑪	亀 の 子 橋		建 設 省
		⑫	大 綱 橋	E	建 設 省
		13	末 吉 橋		建 設 省
		⑭	臨 港 鶴 見 川 橋		建 設 省
	恩 田 川	15	都 橋	D	横 浜 市
	早 淵 川	16	峯 大 橋	E	横 浜 市
	矢 上 川	17	矢 上 川 橋	E	川 崎 市
入 江 川		⑮	入 江 橋	E	横 浜 市
帷 子 川		⑯	水 道 橋	E	横 浜 市
大 岡 川		⑰	清 水 橋	E	横 浜 市
宮 川		⑱	瀬 戸 橋	E	横 浜 市
侍 従 川		⑳	平 瀧 橋	E	横 浜 市
鷹 取 川		㉑	追 浜 橋	E	横 須 賀 市
平 作 川		㉒	夫 婦 橋	E	横 須 賀 市
松 越 川		㉓	竹 川 合 流 後	E	横 須 賀 市
下 山 川		㉔	下 山 橋	E	神 奈 川 県
森 戸 川 (葉山町)		㉕	森 戸 橋	E	神 奈 川 県
田 越 川		㉖	渚 橋	E	神 奈 川 県
滑 川		㉗	滑 川 橋	E	神 奈 川 県

水域	支川	番号	測定地点	類型	測定機関
神戸川		③⑩	神戸橋	E	神奈川県
境川		31	境橋	D	相模原市
		32	鶴間橋		神奈川県
		33	新道大橋		神奈川県
		34	高鎌橋		横浜市
		35	大道橋		藤沢市
		③⑥	境川橋		藤沢市
	柏尾川 (狹川)	37	吉倉橋	D	横浜市
		38	鷹匠橋		横浜市
		39	川名橋		藤沢市
		40	狹川橋		横浜市
引地川		41	下土棚大橋	D	藤沢市
		42	石川橋		藤沢市
		④③	富士見橋		藤沢市
相模川		44	小倉橋	A	神奈川県
		45	昭和橋		神奈川県
		46	相模大橋		神奈川県
		④⑦	寒川取水堰(上)		神奈川県
		④⑧	馬入橋	C	建設省
	鳩川	49	まぶね橋	A	神奈川県
	中津川	50	第1鮎津橋	A	神奈川県
	小鮎川	51	第2鮎津橋	A	神奈川県
	玉川	52	相川水位観測所	A	神奈川県
	永池川	53	本川合流前	A	神奈川県
	目久尻川	54	河原橋	C	神奈川県
	小出川	55	宮の下橋	C	神奈川県
	金目川		⑤⑥	小田急鉄橋	A
⑤⑦			花水橋	C	神奈川県
鈴川		58	渋田川合流前	C	神奈川県
渋田川		59	鈴川合流前	C	神奈川県

水域	支川	番号	測定地点	類型	測定機関
葛川		⑥0	吉田橋	C	神奈川県
中村川		⑥1	押切橋	C	神奈川県
森戸川 (小田原市)		62	万石橋	D	神奈川県
		⑥3	親木橋		神奈川県
酒匂川		64	十文字橋	A	神奈川県
		65	報徳橋		神奈川県
		⑥6	飯泉取水堰(上)		神奈川県
		⑥7	酒匂橋	B	神奈川県
	鮎沢川	68	峰下橋	A	神奈川県
	川音川	69	文久橋	A	神奈川県
	狩川	70	狩川橋	A	神奈川県
山王川		71	足柄小学校前	E	神奈川県
		⑦2	山王橋		神奈川県
早川		73	観光会館前	A	神奈川県
		⑦4	早川橋		神奈川県
新崎川		⑦5	吉浜橋	B	神奈川県
千歳川		⑦6	千歳橋	B	神奈川県
丹沢湖 流入河川	(落合発電所) 放流水	77	落合発電所	A	神奈川県
	玄倉川	78	玄倉水位観測所	A	神奈川県
	河内川	79	湖流入前	A	神奈川県
	世附川	80	湖流入前	A	神奈川県

注 番号が○でかこまれている測定地点は、環境基準点である。

(以下同じ。)

3 湖 沼

(1) 相 模 湖

番号	測 定 地 点	位 置	類型	測定機関
①	境 川 橋	—————	河川 A	神奈川県
2	日 連 大 橋	—————		神奈川県
3	湖 央 西 部	勝瀬橋右岸と相模湖電報電話局を結んだ線の中央		神奈川県
4	湖 央 東 部	遊覧船さん橋延長 0.25 Kmの地点		神奈川県
5	相 模 湖 大 橋	—————		神奈川県

(2) 津 久 井 湖

番号	測 定 地 点	位 置	類型	測定機関
①	沼 本 ダ ム	—————	河川 A	神奈川県
2	名 手 橋	—————		神奈川県
3	湖 央 部	三井大橋右岸と津久井老人保養所を結んだ線の中央		神奈川県
4	道 志 橋	—————		神奈川県

(3) 芦ノ湖

番号	測定地点	位置	類型	測定機関
①	湖北中央部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から0.6Kmの地点	湖沼 A A	神奈川県
②	湖中央部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から3.4Kmの地点		神奈川県
③	湖西部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から5.2Kmの地点		神奈川県
④	湖東部	弁天の鼻と杳石を結んだ線の弁天の鼻側から0.6Kmの地点		神奈川県

(4) 丹沢湖

番号	測定地点	位置	類型	測定機関
①	湖中央部	城山突端と田ノ入発電所取水口を結んだ線の中央	湖沼 A	神奈川県
2	大仏大橋	—————		神奈川県
3	湖東部	サカイ沢橋右岸と棚上橋左岸を結んだ線の中央		神奈川県
4	湖西部	梯子沢橋左岸と方の口沢橋左岸を結んだ線の中央		神奈川県

4 海 域

(1) 東 京 湾

番号	測定地点	緯 度	経 度	水 域	類型	測定機関
1	多摩川河口先	N35°32'06"	E139°46'23"	東京湾(5)	C	川崎市
2	川崎航路	N35°30'13"	E139°46'52"	東京湾(6)	C	川崎市
③	京浜運河千鳥町	N35°30'04"	E139°45'24"			川崎市
④	川崎港防波堤沖	N35°28'33"	E139°44'57"			川崎市
⑤	京浜運河扇町	N35°29'19"	E139°43'28"			川崎市
⑥	鶴見川河口先	N35°28'22"	E139°41'19"			横浜市
⑦	横浜港内	N35°27'25"	E139°39'01"			横浜市
⑧	磯子沖	N35°23'28"	E139°39'04"			東京湾(7)
⑨	夏島沖	N35°18'12"	E139°39'00"	東京湾(8)	C	横須賀市
⑩	浮島沖	N35°30'04"	E139°48'42"	東京湾(9)	B	川崎市
⑪	平潟湾内	N35°19'28"	E139°37'48"	東京湾(10)	B	横浜市
⑫	千鳥町沖	N35°28'50"	E139°47'56"	東京湾(12)	B	川崎市
⑬	扇島沖	N35°27'27"	E139°45'05"			川崎市
⑭	本牧沖	N35°24'00"	E139°41'28"			横浜市
⑮	富岡沖	N35°22'00"	E139°40'36"			横浜市
16	平潟湾沖	N35°20'00"	E139°39'42"			神奈川県
⑰	大津湾	N35°16'32"	E139°42'12"	東京湾(13)	B	横須賀市
⑱	浦賀港内	N35°14'04"	E139°43'40"	東京湾(14)	B	横須賀市
⑲	久里浜港内	N35°13'13"	E139°43'20"	東京湾(15)	B	横須賀市
⑳	中の瀬北	N35°25'04"	E139°44'56"	東京湾(16)	A	神奈川県
㉑	中の瀬南	N35°20'50"	E139°43'30"			神奈川県
㉒	第三海堡東	N35°16'56"	E139°45'40"	東京湾(17)	A	神奈川県
㉓	浦賀沖	N35°13'28"	E139°46'00"			神奈川県

(2) 相 模 湾

番号	測定地点	緯 度	経 度	水 域	類型	測定機関
1	江ノ島西	N35°17'54"	E139°28'33"	相模湾(1)	A	藤沢市
②	辻堂沖	N35°18'12"	E139°27'04"			藤沢市
③	城ヶ島沖	N35°06'48"	E139°37'48"	相模湾(2)	A	神奈川県
4	城ヶ島西	N35°07'50"	E139°36'00"			神奈川県
⑤	小網代湾	N35°10'00"	E139°36'00"			神奈川県
6	小田和湾	N35°12'45"	E139°36'35"			横須賀市
7	葉山沖	N35°15'18"	E139°33'48"			神奈川県
⑧	由比ヶ浜沖	N35°17'00"	E139°32'48"			神奈川県
9	七里ヶ浜沖	N35°17'24"	E139°30'24"			神奈川県
10	茅ヶ崎沖	N35°17'54"	E139°24'00"			神奈川県
11	平塚沖	N35°18'12"	E139°21'12"			神奈川県
⑫	大磯沖	N35°17'24"	E139°17'24"			神奈川県
13	湾央東	N35°14'36"	E139°28'33"			神奈川県
⑭	湾央	N35°14'36"	E139°22'36"			神奈川県
15	湾央西	N35°14'36"	E139°16'36"			神奈川県
16	国府津沖	N35°16'08"	E139°13'44"			神奈川県
17	小田原沖	N35°14'36"	E139°11'24"			神奈川県
⑮	根府川沖	N35°12'24"	E139°09'48"			神奈川県
19	真鶴沖	N35°09'31"	E139°09'48"			神奈川県
⑳	吉浜沖	N35°08'26"	E139°07'56"			神奈川県

2 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

（昭和 46 年 12 月 28 日）
（環境庁告示 第 59 号）

改正 昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 63 号 昭和 50 年 2 月 3 日環境庁告示第 3 号
昭和 57 年 3 月 27 日環境庁告示第 41 号 昭和 57 年 12 月 25 日環境庁告示第 140 号
昭和 60 年 7 月 15 日環境庁告示第 29 号

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

水質汚濁に係る環境基準について

公害対策基本法第 9 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護しおよび生活環境（同法第 2 条第 2 項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。（昭和 45 年 4 月 21 日設定）

第 1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして(2)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は、環境基準に係る水域および地域の指定権限の委任に関する政令（昭和 46 年政令第 159 号）の別表に掲げる公共用水域については別途環境庁長官が行い、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	シアン	有機 ^{リン} 燐	鉛	クロム (6価)	ヒ素	総水銀	アルキル 水銀	PCB
基準値	0.01mg/l 以下	検出され ないこと。	検出されないこと。	0.1mg/l 以下	0.05mg/l 以下	0.05mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検出され ないこと。	検出され ないこと。
測定 方法	日本工業規格 K0102 (以下この表別表2.付表1から付表4まで及び付表7において「規格」という) 55.2に定める方法	規格 38.1.2 及び 38.2に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3に定める方法	付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格 31.1に定める方法(ガスクロマトグラフ法を除く。)、メチルジメトンにあっては付表2に掲げる方法	規格 54.2に定める方法	規格 65.2に定める方法	規格 61に定める方法	付表3に掲げる方法	付表4の第1及び第2に掲げる方法	付表5に掲げる方法
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については、年間平均値とする。 2 有機^{リン}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 3 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 なお、アルキル水銀の項目については、付表4の第1に掲げる方法及び同表の第2に掲げる方法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。 4 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001mg/l以下とする。 									

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河 川

(1) 河 川 (湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN /100ml以下	第1の2 の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN /100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法	規格21に定める方法	付表6に掲げる方法	規格32に定める方法	最確数による定量法	X

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上、7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料 10 ml、1 ml、0.1 ml、0.01 ml ……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1 ml 以下の場合は 1 ml 以下に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGL B 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100 ml 中の最確数を最解数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部が又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移殖したものの全部が又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 湖 沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	1 mg/l	1 mg/l	7.5 mg/l	50 MPN /100 ml	第1の2の (2)により水域 類型ごとに 指定する 水域
		8.5 以下	以下	以下	以上	以下	
A	水道 2, 3 級 水産 2 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	3 mg/l	5 mg/l	7.5 mg/l	1,000 MPN /100 ml	
		8.5 以下	以下	以下	以上	以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上	5 mg/l	15 mg/l	5 mg/l	-	
		8.5 以下	以下	以下	以上	-	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上	8 mg/l	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/l	-	
		8.5 以下	以下		以上		
測定方法		規格12.1に定める方法	規格17に定める方法	付表6に掲げる方法	規格32に定める方法	最確数による定量法	
備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

注 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2, 3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

" 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l 以下	0.005mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1.2.3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	
測定方法		付表7に掲げる方法	付表8に掲げる方法	X
備考				
<p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。</p>				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」は臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2. 海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキササン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級浴用 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上	2mg/l	7.5mg/l	1,000 MPN/100 ml以下	検出され ないこと	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
		8.3以下	以下	以上			
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上	3mg/l	5mg/l	-	検出され ないこと	
		8.3以下	以下	以上			
C	環境保全	7.0以上	8mg/l	2mg/l	-	-	
		8.3以下	以下	以上			
測定方法		規格12.1 に定める 方法	規格17に 定める方法 (ただし、 B類型の工 業用水及び 水産2級の うちノリ養 殖の利水点 における測 定方法はア ルカリ性法)	規格32に 定める方 法	最確数に よる定量 法	付表7に 掲げる方 法	
<p>備考</p> <p>1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2. アルカリ性法とは次のものをいう。 試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次にN/100過マンガン酸カリウム溶液10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているN/100チオ硫酸ナトリウム溶液ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $\text{COD} (\text{O}_2 \text{ mg/l}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2 \text{S}_2 \text{O}_3 \times 1000 / 50$ (a): N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値(ml) (b): 蒸留水について行った空試験値(ml) $f \text{Na}_2 \text{S}_2 \text{O}_3 : \text{N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の力価}$</p>							

注1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

” 2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

3 特殊項目の判定値について

(1) 判定値についての考え方

排水基準を定める総理府令（以下「総理府令」という。）に定める値の $\frac{1}{10}$ とした。ただし、ニッケルについては、総理府令に規定がないため、神奈川県公害防止条令施行規則に定める公共用水域（乙水域及び海域）に排出される排水の規制基準値の $\frac{1}{10}$ の値とした。

これは、健康項目の環境基準値が総理府令の値の $\frac{1}{10}$ となっているのに準じたものである。

(2) 項目別判定値

（単位：mg/l）

項目	フェノール類	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	総クロム	お つ 弗 素	ニッケル
判定値	0.5	0.3	0.5	1.0	1.0	0.2	1.5	0.1

4 県内公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

(1) 河 川

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
多摩川中流（拝島橋から調布堰まで）	C	ハ	45. 9. 1	45. 9. 1 閣議決定
多摩川下流（調布堰より下流）	D	ハ	45. 9. 1	〃
鶴見川上流（鳥山川合流点より上流）	D	ハ	45. 9. 1	〃
鶴見川下流（鳥山川合流点より下流）	E	ハ	45. 9. 1	〃
入 江 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	県告示第 403 号
帷 子 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
大 岡 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
宮 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
侍 従 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
鷹 取 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
平 作 川（全域）	E	ハ	47. 3. 31	〃
松 越 川（全域）	E	ハ	55. 9. 30	県告示第 763 号
下 山 川（全域）	E	ロ	47. 3. 17	県告示第 250 号
森 戸 川（河口が葉山町に係るものの全域）	E	ハ	47. 3. 31	県告示第 403 号
田 越 川（全域）	E	ハ	47. 3. 17	県告示第 250 号
滑 川（全域）	E	ハ	47. 3. 17	〃
神 戸 川（全域）	E	ハ	47. 3. 17	〃
境 川（全域）	D	ハ	47. 3. 17	〃
引 地 川（全域）	D	ハ	47. 3. 17	〃
相模川上流(2)(柄杓流川合流点から相模湖大橋(相模ダム)まで)	A	ハ	48. 3. 31	環境庁告示第 21 号
相模川上流(3)(相模湖大橋(相模ダム)から城山ダムまで)	A	イ	48. 3. 31	〃
相模川中流（城山ダムから寒川取水堰まで）	A	ロ	45. 9. 1	45. 9. 1 閣議決定
相模川下流（寒川取水堰より下流）	C	イ	48. 3. 31	環境庁告示第 21 号
金目川上流（土屋橋の上流端から上流の区域）	A	ハ	47. 3. 17	県告示第 250 号
金目川下流（土屋橋の上流端から下流の区域）	C	ハ	47. 3. 17	〃
葛 川（全域）	C	ハ	47. 3. 17	〃
中 村 川（全域）	C	ハ	47. 3. 17	〃
森 戸 川（河口が小田原市に係るものの全域）	D	ハ	47. 3. 17	〃
酒匂川上流（飯泉取水堰から上流の区域であって、丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域）の区域に係る部分を除いたもの）	A	ロ	47. 3. 17 55. 3. 25	県告示第 250 号 県告示第 223 号

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
酒匂川下流（飯泉取水堰から下流の区域）	B	イ	55. 9. 30	県告示第763号
山 王 川（全域）	E	ハ	47. 3. 17	県告示第250号
早 川（全域）	A	ハ	47. 3. 17	”
新 崎 川（全域）	B	ハ	47. 3. 17	”
千 歳 川（全域）	B	ハ	47. 3. 17	”

注 達成期間は、次のとおりである。（以下同じ。）

- (1) 「イ」は 直ちに達成
- (2) 「ロ」は 5年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は 5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2) 湖 沼

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
芦 ノ 湖（全域）	湖沼 A A	ハ	48. 3. 30	県告示第281号
丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域）	湖沼 A	イ	55. 3. 25	県告示第222号

(3) 海 域

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
東 京 湾 (1)	海域 C	イ	46. 5. 25	46525 閣議決定
” (2)	” C	イ	”	”
” (3)	” C	ロ	”	”
” (4)	” C	イ	”	”
” (5)	” C	イ	”	”
” (6)	” C	イ	”	”
” (7)	” C	イ	”	”
” (8)	” C	イ	”	”
” (9)	” B	ハ	”	”
” (10)	” B	ロ	”	”
” (11)	” B	ロ	”	”
” (12)	” B	イ	”	”
” (13)	” B	ロ	”	”
” (14)	” B	ロ	”	”
” (15)	” B	ロ	”	”
” (16)	” A	ロ	”	”
” (17)	” A	イ	”	”
相 模 湾 (1)	” A	ハ	55. 3. 25	県告示第222号
” (2)	” A	イ	”	”

5 県内公共用水域の概況

(1) 河川

本県の河川は、地勢上小河川が多いが、1級河川として、多摩川、鶴見川及び相模川があり、2級河川として酒匂川、境川その他21の河川がある。相模川から西側の河川は、丹沢、箱根等の山岳部を水源とする急流の河川が多く、東側の河川は、緩やかな流れの河川が多くなっている。

本県は、首都に隣接し、交通が便利であることなどもあって、早くから京浜工業地帯などの工場群を抱えている。さらに近年では、県内奥深くまで開発が進み、自然環境の改変が著しい。こうした社会的、経済的事柄は、当然のことながら河川環境に大きな影響を与えている。

ア 多摩川

多摩川は、山梨県北東部の笠取山にその源を発し、奥多摩湖で数多くの支川を集めて関東山地を東に流れ、秋川、浅川などの支川を合わせ、神奈川県と東京都の境を下し、東京湾に注いでいる。

多摩川の本川の水は、上流では東京都西多摩郡羽村堰で都の上水道用として取水され、中流から下流にかけては、支川からの水がほとんどである。県内では三沢川、平瀬川等が本川に流入している。

イ 鶴見川

鶴見川は、東京都町田市の丘陵部にその源を発し、恩田川、矢上川等の支川を集めながら緩やかに流れ、横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。流域は、都市化が進んでおり、特に、中流部から河口にかけては工場も多く、人口も密集している。

ウ 帷子川

帷子川は、横浜市旭区上川井町地先にその源を発し、市の中央部を東に流れ、横浜駅付近を経て、数本の運河に分かれて東京湾に注いでいる。

エ 平作川

平作川は、三浦半島中央に位置する大楠山付近にその源を発し、横須賀市の中央部を縦断し、途中多くの雨水幹線を集め久里浜港に注いでいる。

オ 境川

境川は、城山湖付近にその源を発し、都県境を南東に流れ、町田市南端から県内に入り、さらに南に流れ藤沢市で柏尾川を合わせて相模湾に注いでいる。流域は、相模原市、横浜市、藤沢市等の都市化の著しい区域を抱えている。

カ 引地川

引地川は、大和市上草柳の湧水にその源を発し、途中蓼川を合わせて南に流れ、藤

沢市鵜沼海岸で相模湾に注いでいる。小田急江ノ島線が流域東部を河川と並行に走っていること等により沿川全域にわたって都市化が進んでいる。

キ 相 模 川

相模川は、富士山麓にその源を発し、山梨県内で数々の支川を集め甲州街道に沿って流下する。県境の境川橋で桂川から相模川と名を変え、相模湖、津久井湖を経て、途中中津川等の支川を合わせて相模平野を緩やかに流れ相模湾に注いでいる。相模川の水は、県民の最も重要な飲料水源となっている。

ク 金 目 川

金目川は、丹沢山塊の南東部にその源を発し、秦野市内で葛葉川、水無川、室川を合わせて東に流れ、さらに平塚市で渋田川等を合わせて相模湾に注いでいる。流域は、人口増加が著しく都市化の波が押し寄せている。

ケ 酒 匂 川

酒匂川は、富士山東麓にその源を発し、途中河内川、川音川、狩川などの支川を合わせて本県西部を南に流れ、小田原市内で相模湾に注いでいる。小田原市飯泉堰から取水される水は、県民の重要な飲料水源となっている。

コ 早 川

早川は、芦ノ湖にその源を発し、深い谷を南東に流れ、湯本で支川の須雲川を合わせて小田原市早川口で相模湾に注いでいる。流域は、上流部の仙石原を除き平地に乏しいが、川沿いに温泉旅館が点在している。

(2) 湖 沼

ア 相 模 湖

相模湖は、昭和19年に完成した相模ダムによって相模川が堰き止められてできた人造湖である。湖周辺には、藤野町、相模湖町の集落が河岸段丘上に位置し、ダム近くには観光施設が集まっており、行楽シーズンには多くの観光客が訪れている。

イ 津 久 井 湖

津久井湖は、昭和40年に完成した城山ダムによって相模湖からの流出水が堰き止められてできた人造湖であり、湖周辺には、津久井町等の集落が形成されている。津久井湖では城山湖（本沢調整池）を上池として揚水発電が行われている。

ウ 芦 ノ 湖

芦ノ湖は、箱根火山により誕生した風光明媚な天然湖であり、その水は、大部分が湖底からの湧き水である。湖畔には、毎年多くの観光客が訪れており、旅館等の観光施設が点在している。

エ 丹 沢 湖

丹沢湖は、昭和53年に完成した三保ダムによって酒匂川の支川の河内川が堰き止められてできた人造湖である。湖周辺及び流入河川（玄倉川、河内川、世附川）流域の人口は少ないが、丹沢湖を訪れる観光客は徐々に増加している。

(3) 海 域

ア 東 京 湾

東京湾は、房総半島と三浦半島に囲まれ、浦賀水道で太平洋につながる湾口の狭い閉鎖性水域である。その臨海部は、大工業地帯として発達しており、また、内陸部においても多くの人口を抱え活発な経済活動が営まれている。東京湾の海岸をみると川崎から横浜の金沢に至る地域は、工業用地造成のため埋め立てが進み、人工的な海岸に変貌しており、自然海岸は三浦半島に行かなければみられない。

イ 相 模 湾

相模湾は、太平洋に面した開放型の湾で、その沖合には黒潮が流れており、定置網漁業、わかめ養殖等の沿岸漁業が行われている。また、海岸は、変化に富み数多くの景勝地があり、海水浴場などの観光地として利用されている。

(4) 県内河川の概要一覧

番号	河川名	水源	県内総延長 (km)	県内流域面積 (km ²)
1	多摩川	秩父山塊	50.54	78.10
2	鶴見川	町田市丘陵地帯	91.37	234.45
3	入江川	横浜市鶴見区丘陵地帯	10.40	5.72
4	帷子川	横浜市旭区丘陵地帯	29.05	57.90
5	大岡川	横浜市港南区・磯子区丘陵地帯	23.79	40.36
6	宮川	横浜市金沢区丘陵地帯	6.52	13.97
7	侍従川	横浜市金沢区丘陵地帯	1.96	4.40
8	鷹取川	横須賀市北部丘陵地帯	0.57	2.30
9	平作川	横須賀市中央部丘陵地帯	7.07	26.06
10	松越川	横須賀市西部丘陵地帯	10.28	31.46
11	下山川	葉山町丘陵地帯	2.00	10.37
12	森戸川	逗子市丘陵地帯	2.00	6.97
13	田越川	逗子市丘陵地帯	5.98	21.43
14	滑川	鎌倉市丘陵地帯	2.00	11.87
15	神戸川	鎌倉市丘陵地帯	1.30	2.50
16	境川	城山町丘陵地帯	117.42	240.59
17	引地川	大和市丘陵地帯	35.65	92.15
18	相模川	富士山	250.26	722.24
19	金目川	丹沢山塊東部	92.35	193.73
20	葛川	中井町丘陵地帯	10.80	34.97
21	中村川	秦野市及び大井町	15.29	35.52

流入海域	主要支派川	河川の利用状況
東京湾 (川崎市, 東京都)	平瀬川、三沢川、二ヶ領本川	(上水)、工水、漁業、農業用水
東京湾 (横浜市)	矢上川、早瀬川、鳥山川、恩田川	農業用水
東京湾 (横浜市)	足洗川	
東京湾 (横浜市)	今井川、中堀川	
東京湾 (横浜市)	日野川	
東京湾 (平潟湾) (横浜市)		
東京湾 (平潟湾) (横浜市)		
東京湾 (横須賀市)		
浦賀水道 (横須賀市)		
相模湾 (横須賀市)	竹川	
相模湾 (葉山町)		
相模湾 (逗子市)		
相模湾 (逗子市)		
相模湾 (鎌倉市)		
相模湾 (鎌倉市)		
相模湾 (藤沢市)	柏尾川、小松川	農業用水
相模湾 (藤沢市)	蓼川	農業用水
相模湾 (平塚市)	小出川、目久尻川、玉川、小鮎川、中津川、鳩川、串川、道志川、秋山川	上水、工水、漁業、農業用水、発電
相模湾 (平塚市)	渋田川、大根川、室川、水無川、葛葉川	上水、農業用水
相模湾 (大磯町)	不動川	農業用水
相模湾 (二宮町)	藤沢川	農業用水

番号	河川名	水源	県内総延長 (km)	県内流域面積 (km ²)
22	森戸川	大井町丘陵地帯	11.8	37.50
23	酒匂川	富士山丹沢山塊西部	143.09	393.61
24	山王川	箱根山塊東部	11.75	53.11
25	早川	芦ノ湖	49.42	109.82
26	新崎川	箱根山塊南部	4.23	17.60
27	千歳川	箱根山塊南部	6.37	18.31

(5) 県内湖沼の概要一覧

番号	湖沼名	所在地	周囲 (km)	面積 (km ²)
1	相模湖	津久井郡藤野町、相模湖町	34.4	3.26
2	津久井湖	津久井郡城山町、津久井町、相模湖町	25.2	2.47
3	芦ノ湖	足柄下郡箱根町	21.1	6.84
4	丹沢湖	足柄上郡山北町	21.5	2.18

流入海域	主要支派川	河川の利用状況
相模湾（小田原市）		農業用水
相模湾（小田原市）	狩川、川音川、鮎沢川、河内川	上水、漁業、農業用水、発電
相模湾（小田原市）	久野川	農業用水
相模湾（小田原市）	須雲川	上水、漁業、農業用水、発電
相模湾（湯河原町）		上水
相模湾（湯河原町）		上水、漁業

最深部水深 (m)	貯水量 (万 m^3)	利用状況
38.2	4,820	上水、工水、発電
50.0	5,470	上水、工水、発電
43.5	17,100	漁業、発電、（農業用水）
75.0	5,450	上水、発電

公共下水道の普及状況

(昭和63年度末)

都市名	行政人口 元・4.1 (A)	市街地積 面 (B)	処理人口 (C)	処理面積 (D)	整備人口	整備面積	普及率 C/A	普及率 D/B
	千人	ha	千人	ha	千人	ha	%	%
横浜市	3,158.0	32,580	2,542.0	22,136	2,649.3	24,662	80.5	67.9
川崎市	1,143.8	12,590	697.8	5,759	750.8	6,295	61.0	45.7
横須賀市	430.4	6,208	262.2	3,036	275.8	3,261	60.9	48.9
平塚市	239.8	3,017	98.1	1,341	103.6	1,428	40.9	44.4
鎌倉市	175.3	2,581	49.6	728	81.3	1,240	28.3	28.2
藤沢市	343.3	4,678	190.6	2,259	219.7	2,598	55.5	48.3
小田原市	190.6	2,762	85.2	1,060	85.5	1,066	44.7	38.4
茅ヶ崎市	197.0	2,182	118.2	1,280	123.0	1,357	60.0	58.7
逗子市	57.4	852	44.2	666	44.2	666	77.0	78.0
相模原市	513.1	6,368	251.8	2,586	257.4	2,633	49.1	40.0
秦野市	151.3	2,401	32.1	403	38.0	510	21.2	16.0
厚木市	189.3	3,028	115.0	1,910	115.0	1,910	60.8	63.0
大和市	189.9	2,007	100.4	976	100.4	987	52.9	48.0
伊勢原市	84.9	1,115	32.8	439	34.0	483	38.6	39.0
海老名市	101.4	1,376	52.1	598	52.3	642	51.4	43.0
座間市	108.0	1,252	26.6	377	29.9	414	24.6	30.0
南足柄市	42.5	615	—	—	5.9	115	—	—
綾瀬市	76.2	925	18.8	179	19.2	197	24.7	19.0
寒川町	43.1	698	12.3	175	17.1	280	28.5	25.0
愛川町	38.5	898	15.0	253	15.0	367	39.0	28.0
大井町	14.5	315	3.9	129	4.7	152	26.9	40.0
松田町	13.1	193	—	—	3.4	52	—	—
山北町	14.1	(304)	—	—	0.8	15	—	—
開成町	11.6	252	—	—	1.7	42	—	—
箱根町	19.7	(1,414)	1.5	273	6.3	582	7.6	19.3
湯河原町	27.2	(399)	15.4	210	15.6	212	56.6	52.6
城山町	20.9	216	—	—	5.1	59	—	—
その他	212.6	3,235	—	—	—	—	—	—
計	7,807.5	94,461	4,765.6	46,773	5,055.0	52,225	61.0	49.5

※ ()内は用途地域

流域下水道の普及状況

(昭和63年度末)

区分	行政人口(千人)	処理人口(千人)	普及率(%)
相模川	1,418.2	710.1	50.1
酒匂川	207.3	22.6	10.9

都市種別整備状況

(昭和63年度末)

区分	指定都市	一般都市		計
		一般市	町村	
市町村	2市	35市町村		37市町村
		17市	17町1村	
実施市町村	2市	25市町		27市町
		16市	9町	
普及率	75.3%	43.5%		61.0%
		46.1%	13.2%	

未着手市町村 10市町村	
三浦市	津久井町
葉山町	相模湖町
大磯町	藤野町
二宮町	清川村
中井町	
真鶴町	





